# X ◆生徒指導◆13

# 仙台市立向陽台小学校いじめ防止基本方針

# 1 目的

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

仙台市立向陽台小学校(以下,「本校」という。)においては,これまでも,いじめは 決して許されない行為であるとの認識のもと,いじめ防止と対策などに当たってきたとこ ろである。

この度,いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下,「法」という。)の施行を受けて,本校においては,法第13条の規定に基づき,「仙台市いじめ防止基本方針」(以下,「市基本方針」という。)を踏まえて,いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針として,「仙台市立向陽台小学校いじめ防止基本方針」をここに策定する。

# 2 基本的な考え方

### (1) いじめ防止等の対策に関する基本理念

本校においては、法第3条に規定されている基本理念を踏まえ、いじめ防止等の対策に、 教職員一丸となって取り組んでいく。

### 〈いじめ防止等に関する基本理念〉(法第3条より)

- いじめ防止等のための対策は、いじめがすべての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめ防止等のための対策は、すべての児童等がいじめを行わず、及び他の児童 等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするた め、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理 解を深めることを旨として行わなければならない。
- いじめ防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護する ことが特に重要であることを認識しつつ、国・地方公共団体・学校・地域住民・家 庭その他の関係者の連携のもと、いじめの問題の克服を目指して行われなければな らない。

#### (2) いじめの定義

### 〈いじめの定義〉 (法第2条より)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等の 当該児童等と特定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的または物理的な影響を 与える行為(インターネットを通して行われるものを含む)であって、当該行為の対 象となった児童等が心身の苦痛を感じるものをいう。

上記の定義を踏まえ,いじめは下記の基本認識を持って対応に当たる。

#### 〈いじめの基本認識〉

- ① いじめは、どの子にも、どの学級・学校にも起こりえる問題である。
- ② いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である。
- ③ いじめは、児童からの自発的な訴えが寄せられにくく、事実の発見が難しい問題 である。
- ④ いじめを傍観することは、いじめ行為と同様に、許されない行為である。
- ⑤ いじめは、安易な気持ちや間違った認識から発生することがあり、解消後も注視が必要である。
- ⑥ いじめは、その行為の態様により、暴行・恐喝・強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑧ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有している。
- ⑨ いじめは、学校・家庭・関係機関・地域社会が連携して取り組むべき問題である。

## (2) いじめの防止等に関する重点事項

本校においては、市基本方針に基づきながら特に次の点に留意し、「向陽台小学校は、いじめを許さない学校」を実現するために学校教職員が一丸となって、家庭や地域・関係機関等との連携のもとに取り組むものとする。

# ① いじめの防止

いじめのない学校づくりの基盤となるものは、児童一人一人が命の大切さを学び、他を思いやる心を持ち、「いじめは絶対に許されない」という認識を持つことが必要である。そのために、本校では特に、「道徳」「総合的な学習の時間」を中心に学校教育活動全体を通した計画的な指導を行うとともに、いじめの問題を児童自身が深く考える機会を設けることや、児童のいじめをなくそうとする思いや行動を支援していくこととする。

また、教職員一人一人が、インターネット等によるいじめや障害のある児童がいじめの 当事者である場合などを含めて、いじめの問題の特性を十分理解した上で、適切に対処で きるよう、計画的な研修を実施し、教職員の資質の向上を図るものとする。

# ② いじめの早期発見

「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるもの」との認識のもと、全教職員が 児童の日常的な観察や情報収集を丁寧に行い、いじめの兆候やサインを見逃さないように していく。

また、日頃から児童や保護者が相談しやすい体制を作り、その積極的な周知を図るとともに、全市一斉の「いじめ実態把握調査」のほか、本校独自の全児童対象のアンケート調査等を計画的に実施し、いじめの早期発見に努めることとする。

さらに、いじめの早期発見のための情報の集約化や組織的な把握のために、教育相談体制の機能強化を図るものとする。

# ③ いじめへの対処

いじめの発見・通報を受けた場合には、担任等特定の教職員のみで対応せず、学年主任 ・教育相談担当教諭・主幹教諭・教頭を通して校長へ報告し、いじめ対策委員会による情報共有のもと、学校としての組織的な対応を行う。

被害側児童及び加害側児童への対応は、下記の点に留意しながら、個別・丁寧な指導を行うとともに、双方の保護者にも十分な説明を行い、連携して事後の指導に当たることとする。

- ☆ 被害側児童に対しては、必ず守り通すという姿勢を明確に伝え、担任以外にもスクールカウンセラー等の活用など、全校体制で児童の心のケアを図りながら対応する。
- ☆ 加害側児童に対しては、被害側児童の苦痛を理解させ、相手がいじめと感じればいじめになること、いじめは人として絶対行ってはいけない行為であることを自覚できるように指導していく。

なお、いじめが一旦解決したと思われる場合でも、いじめが教職員の見えないところで 続いていたり、解決はしたが児童の心のケアが必要なケースもあると考えられることから、 注意して継続的に見守り、必要な対応・指導を行うとともに、進級等の際の引き継ぎも確 実に行うものとする。

#### ④ 家庭や地域との連携

いじめをなくしていくためには、学校内外における取組が必要であり、いじめの問題に 関する共通理解のもと、家庭や地域との緊密な連携が不可欠となる。

また、いじめの早期発見・迅速な対応という趣旨のみならず、生命を大切にする心や他者を思いやって協力する態度を育む必要があることから、PTAや町内会等地域との共催事業にも積極的に関わり、素早い情報入手や学校の方針の共有化を図っていくものとする。

### ⑤ 関係機関との連携

いじめ防止や早期発見などのためには、地域の関係施設・関係機関との連携が重要である。本校においては、連合町内会・体育振興会・向陽台中学区地域ぐるみ生活指導連絡会議・向陽台交番・向陽台児童館や松陵市民センターなどとの協力・連絡体制を整備し、取組を進めていくものとする。

# 3 いじめ防止等のための対策の内容

#### (1) いじめ防止等の対策のための組織

### ① 向陽台小学校いじめ防止等対策委員会

本校においては、法第22条に基づき、いじめ防止等に関する取組を実効的に行うため、「向陽台小学校いじめ防止等対策委員会」(以下、「本校対策委員会」という。)を設置する。

委員会の構成は、基本的に次のとおりとし、内容や事案によって校長は、特別支援コーディネーター・スクールカウンセラー等他の必要な教職員や学校関係者等の出席を求めることができる。

◎いじめ対策担当教諭○生徒指導主任不登校対策担当教諭校長教頭主幹教諭(教務主任)教育相談担当該当学年主任該当学級担任養護教諭

本校対策委員会の所掌事項は,次のとおりとする。

- ア 学校基本法に基づく実施計画・マニュアル・チェックリスト等の作成または承認 イ いじめ防止等の対策のため、各年度の取組の企画・実施または承認、実施結果の 点検・評価
- ウ いじめの相談体制や情報共有体制に関する各年度の体制の確認
- エ いじめの事案が発生した場合の対処(事実関係調査,対応や指導等の方針決定等) オ その他,いじめ防止等に関する重要事項

#### ② 向陽台小学校いじめ調査委員会

法第28条第1項に定めるいじめの重大事態が発生し、市教育委員会より学校が主体となった調査を行うように指示があった場合、校長は、本校対策委員会を母体にし、学校評議員・学校関係者評価委員・PTA役員・学校医など学校以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により、「向陽台小学校いじめ調査委員会」を設置して調査を行う。

具体的には、あらかじめ校長が「向陽台小学校いじめ調査委員会設置要項」を定めておき、対象事案が発生した場合には、委員を任命し、迅速に対応する。

### (2) いじめ防止等に関する取組

#### ① いじめの防止

- いじめについて児童自らが深く考える機会とすることを目的として,5月と11月 の「いじめ防止『きずな』キャンペーン」期間中の自主的な取組について,児童によ る活動を促し,支援する。
- 児童がいじめに向かわない心や態度の育成のために,「いのちを大切にし,お互いの人格を尊重すること」を目標として,主に道徳や総合的な学習の時間などを活用して,学校全体で取り組む。なお,実施にあたっては,各学年の年間指導計画を策定し,計画的に取り組む。
- いのちの尊さ、協力し合うことの大切さ、いじめの理解を促すことを目的として、 地域防災訓練を行う毎年9月に重点指導を行う。
- いじめ問題に関する啓発と対応への理解・連携を目的として、いじめ防止等に対する学校の取組状況等について、積極的に保護者や地域の方々へ広報する。
- いじめの防止等の対策に係る教職員の資質向上を目的として,関連する研修会や会議等に積極的に参加するとともに,現職教育として校内研修を実施する。

#### ② いじめの早期発見

- いじめの相談は全教員で対応するが、相談体制としては、次のものを基本とする。 具体的には、毎年度校長が学校の状況を踏まえて決定し、児童・保護者等に周知を図 る。
  - ア 児童からの相談 : 担任・養護教諭・スクールカウンセラー
  - イ 保護者・地域住民からの相談 : 教頭・いじめ防止対策担当教諭・教育相談 担当教諭・生徒指導主任・担任・学年主任
- いじめの実態を把握するため、全児童対象のアンケート調査「気になること・困っていることはありませんか」と、担任が行う「サイン発見チェックリスト」を毎年6月・9月・2月に実施する。11月には「仙台市いじめ実態把握調査」を実施する。
- いじめを含む学校生活上の不安や課題等の把握のため,5月に家庭訪問を実施し, 夏季休業期間中に保護者との個別面談を実施する。
- いじめの情報を把握した場合の情報の集約,いじめの発見・把握のための注意事項 等,いじめの把握・管理に係る校内体制の整備を行う。

### ③ いじめへの対処

- 事実確認調査・事後対応・改善指導等,いじめに対する対処に当たっては,仙台市 教育委員会が作成した「いじめ防止マニュアル」をもとに,個々の事案の内容を踏ま えて,本校対策委員会を中心に適切に対応する。
- いじめの問題に関する指導記録を作成の上,進級等に際しての校内での情報共有を 図るとともに,転校や進学に当たっては,個人情報に留意しながら,適切な引継ぎに 努める。

### ④ 地域や家庭との連携

- PTA行事に、いじめの理解・啓発に関する取組や研修会を実施するよう積極的に 働きかける。特に、インターネットやメール等を利用したいじめの防止に関するもの を重点課題として進めることとする。
- 学校基本方針や市基本方針に基づく実施状況等を,学校ホームページや学校だより 等を活用して保護者や地域の方々へ周知を図る。
- 本校の「児童生徒による故郷復興プロジェクト」において, 「自分たちが地域のためにできること」をテーマに, 児童による地域へのボランティア活動や児童と地域の 方々とが交流する内容を取り入れて実施する。

# ⑤ 関係機関との連携

○ いじめを含めた児童の非行や問題行動等の未然防止・早期発見を図るため、地域に おける青少年健全育成事業などを、向陽台中学区地域ぐるみ生活指導連絡協議会をは じめ、連合町内会等地域団体・地域の関係機関との協力・連携体制を進めていく。

#### (3) 重大事態への対処

# ① 重大事態の意味

いじめの重大事態については、法第 28 条第 1 項に、次に掲げる場合として、規定がある。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

また,この場合の例として,次のことが考えられる。

- ☆ 児童が自殺を企図した場合
- ☆ 心身に重大な傷害を負った場合
- ☆ 金品等に重大な被害を被った場合
- ☆ 精神性の疾患を発症した場合

# ② 重大事態の発生と調査

重大事態が発生した場合には、直ちに、市教育委員会に報告する。

法第28条第1項によれば、重大事態が発生した場合には、学校が主体となって調査を 行う場合と、学校の設置者として市教育委員会が主体となって調査を行う場合とが考えられ、その判断は市教育委員会が行うこととなっている。

したがって,市教育委員会からの指示により,学校が主体となって調査を行う場合は,校長が「学校いじめ調査委員会」を設置して適切に取り組む。市教育委員会が主体となって調査を行う場合には,その調査に協力する。

#### 《重大事態の調査主体と調査組織》 市基本方針より

#### (A)学校が主体となって調査を行う場合

### [対象事案]

- いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒の心身または財産に重大な被害が生 じた疑いがあると認める場合
- いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを 余儀なくされている疑いがあると認めるとき

#### 〔調査組織〕

○ 学校に設置の「いじめ防止等対策委員会」を母体として、学校評議員・PTA役員などの学校以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により、学校長が調査組織である「学校いじめ調査委員会」を設置する。

### (B) 学校の設置者が主体となって調査を行う場合

[対象事案]

○ 学校が主体となって調査を行う場合以外の事案。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童または保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと市教育委員会が判断する場合には、学校の設置者が主体となって調査を行うものとする。

### [調査組織]

○ 専門的な知識及び経験を有する第三者による構成によって、条例によりあらかじめ設置される市教育委員会の付属機関を調査組織とする。

## ③ 調査結果の提供及び報告

学校は、「学校いじめ調査委員会」の調査結果を受けて、調査により明らかになった事 実関係や再発防止策について、被害側児童やその保護者に対して、適時・適切な方法で説 明を行う。

なお,これらの情報の提供に当たっては,他の児童のプライバシー保護に配慮するなど, 関係者の個人情報に十分配慮し,適切に提供するものとする。

また、調査結果については、本校が市教育委員会に報告し、市教育委員会が市長に報告する。

# 4. その他の重要事項

本基本方針は, 学校ホームページで常時公表する。

本基本方針に基づいて実施した前年度の実施結果については、自己点検・評価を行い、 学校評議員・学校関係者評価委員・PTA役員等から意見をいただき、必要に応じて、今 後の事業見直しの検討を行い、その結果を報告する。その中で、本基本方針の見直しに関 する意見があった場合には、広く意見を伺い、十分に検討した上で、必要な見直しを行う。